

■ 県庁内各所属におけるオープンデータ公開等推進業務 質問回答（令和6年5月15日）

No	項目	質問	回答
1	提出書類①-キ「直近3年間の法人税、消費税及び地方消費税、法人県民税、法人事業税、法人市町村民税について滞納がないことを証明する書類 ※発行から3ヶ月以内のもの」について	直近3年間の法人税、消費税及び地方消費税について具体的に「その1」「その2」「その3」「その3の3」どの種類でしょうか。	法人税、消費税及び地方消費税については、納税証明書「その3の3」を御提出ください。
2	提出書類①-キ「直近3年間の法人税、消費税及び地方消費税、法人県民税、法人事業税、法人市町村民税について滞納がないことを証明する書類 ※発行から3ヶ月以内のもの」について	①-キの書類を本社所在地にて揃え、県内に事業所がある証明として「市町村税」を提出予定ですが、他必要書類はありますか。	県内に事業所がある証明として「市町村税」を御提出ください。 その他、公募型プロポーザル応募要領に記載されている提出書類以外の書類は不要です。
3	セミナーの参加団体数:のべ60所属以上(県・市町村)について	こちら県の課、市町村の課が違えばそれぞれ1所属となりますでしょうか。 例) 県のA課、B課は2カウント 〇〇市のC課、D課で2カウント	お見込みのとおり、県の課、市町村の課が違えばそれぞれ1所属と数えます。 例：県のA課とB課、〇市のC課とD課が参加した場合、4所属参加と数える。
4	様式1～様式7の押印について	様式への押印は不要でもよろしいでしょうか。	担当者の氏名（フルネーム）及び連絡先（電話番号やメールアドレス）を記載いただいた場合は、様式への押印は不要です。 ※様式1については、担当者欄に氏名（フルネーム）及び連絡先（電話番号やメールアドレス）を記載いただくため、押印は不要です。
5	提出書類、任意様式（企画提案書、見積書）への押印について	任意様式への押印は不要でもよろしいでしょうか。	企画提案書及び見積書については、担当者の氏名（フルネーム）及び連絡先（電話番号やメールアドレス）を記載いただいた場合は、押印は不要です。